

令和 7 年度
第 1 回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和 7 年 7 月 31 日（木）

午後 2 時 00 分～2 時 55 分

場所：太子町庁舎交流棟 2 階 スペース 2

太子町生活福祉部町民課

令和7年度第1回太子町国民健康保険運営協議会 会議録（要点記録）

1. 協議会の開催日時及び場所

月日：令和7年7月31日（木）

開会：午後2時00分

閉会：午後2時55分

場所：太子町庁舎交流棟2階 スペース2

2. 報告事項

- ① 令和6年度太子町国民健康保険特別会計決算について

3. 委員の出席・欠席者

出席委員：山本 順久、玉田 晶久、上岡 路明、宮中 真智子

欠席委員：龍田 孝夫、福田 幸代

4. 事務局

副町長 柴藤 雅雄、生活福祉部長 藏屋 一彦、

町民課長 溝端 朋代、副課長、八木 幸司

さわやか健康課 保健師 中西 まきこ

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

(別紙) 協議会経過及び結果

1. 開 会
2. 副町長あいさつ 榮藤副町長
3. 会長選出 委員互選により山本委員を会長に選出
4. 会長あいさつ 山本会長
5. 会議録署名委員の指名 会長が玉田委員と宮中委員を指名
6. 報告事項

①令和6年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

八木副課長： ≪令和6年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算 総括表について説明≫

八木副課長： ≪令和6年度国民健康保険事業報告 制度の概要について説明≫

八木副課長： ≪令和6年度国民健康保険事業報告 事業内容について説明≫

山本会長：先ほどの説明について、何か質疑等がございましたら発言をお願いします。

玉田委員：何点か確認をさせていただきたいのですが、1点目が7ページ一番上の「5 給付の状況等」の「(1) 出産育児一時金・葬祭費」で支給額のところで、葬祭費については、1件5万円で41件をかけると205万円という額になりますが、出産一時金は50万円であったと思いますが、単純にその833万490円を16件で割ると約52万になりますが、端数がある点と1件50万円を超えている点の説明をお願いしたい。

八木副課長：16件は病院からの申請に基づき国保連合会が審査し一時金を支給した件数になっております。出産育児一時金は48万8千円で、産科医療補償制度に加入の医療機関等の場合は1万2千円が加算され50万円になります。病院によって出産費用がまちまちになっておりまして、50万円未満の出産費用の場合は、50万円ではなく実際にかかった金額が病院に支給され、50万円との差額は出産をされた方からの請求により支給することとなります。病院への支給と差額の支給にはタイムラグがどうしてもでき、年度をまたいだ場合には端数が発生しますので、単純に1件当たり50万円になっておりません。

玉田委員：その逆の場合で、病院でかかった費用が53万円だった場合にはどうなるのですか。

八木副課長：50万円を病院に支給し、差額の3万円は個人負担となります。

玉田委員：平均が50万円を超えている点は。

八木副課長：多胎（双子など）の場合は1人につき50万円になりますので、多胎の出産があった場合には1件あたりの支給額が50万を超えることになります。

玉田委員：次に6ページの「(3) 収納状況」のところで、令和5年度は収納率が94%で少し落ちて令和6年度は0.4ポイント増えて収納率が上がったとのことですが、未納は特定の方なのかいろいろな方が収められていないのかが1点目、滞納していた分の収納は、令和6年度の収納となるのか前年度になるのか、令和2年度の93.2%は決算の数字で、その後に2年度分の収納があった場合はどのように反映されるのかが2点目です。

溝端課長：1 点目の特定の滞納者については、過年度分から滞納されている高額滞納者は、ある程度固定されています。しかし、国保は仕事を退職された方も加入されますので、そのような収入減による滞納者は特定の方とは言えません。2 点目の収納率については、令和 2 年度収納率（93.2%）は、令和 2 年度賦課の令和 2 年度中、つまり現年分の決算収納率となり、令和 2 年度終了以降変わることはありません。そして、令和 2 年度賦課の滞納分が、令和 6 年度に収納された場合は、令和 6 年度現年分ではなく、令和 6 年度滞納繰越分（令和 5 年度以前賦課の滞納を令和 6 年度に繰り越したもの）として収納されます。

玉田委員：確認ですが、後から収める方もおられるので、理論的には資料の数字よりも収納率は高いということでしょうか。

溝端課長：はい、そのとおりでございます。

玉田委員：過去の徴収率は、資料よりは高くなっているようですが 100%にはなっていないのですか。

溝端課長：はい、100%ではございません。

玉田委員：100%になっていないということは保険証が無く 10 割負担となっているわけですか。

八木副課長：1 年間全く保険税を収めていない場合は、特別療養となり 10 割負担となります。滞納者との接触のタイミングが取れ、保険税の納付相談により収納、または一旦 10 割負担している医療費の 7 割分の給付を滞納に充当するなどにより、滞納を減らし、保険の給付（3 割負担による受診）を受けてもらえるようにしております。

玉田委員：対象となっている方は何人ぐらいですか。

溝端課長：令和 7 年 8 月時点で、対象は 38 世帯の 48 名です。このうち 18 歳未満の子どもに対しては配慮し、通常の資格確認書を送付するため、実際は 36 世帯 43 名でございます。

玉田委員：令和 9 年から県下統一の保険税率となり同じ収入の人は同じ負担に統一されると聞いていますが、個人的には国保税は高いと思っています。負担は一緒にならざるを得ないかもしれませんが、例えばお薬を買うための商品券を配布するとか、他の市町では基金を取り崩して独自の運用をしているところがある。繰入金には一般会計と基金の繰入金がある、以前に基金を 2 億ぐらいは置いておきたいとの説明があり残高が 2 億ちょっととなっているので、一般会計からの繰入金により加入者に豊かなサービスを提供できないかと思いますが、以前に課長から一般会計から余分に繰入れる制度はない旨の説明を受けたが、再度説明をお願いしたい。

溝端課長：平成 30 年からの制度改正により、兵庫県が国保運営に参加し財政も担うようになったことから統一のルールが設けられ、そのなかで一般会計から保険税を下げるための繰り入れを発生させないよう指示されていることから、太子町でも繰り入れは法定分のみとしている状況でございます。

玉田委員：基金については。

溝端課長：基金につきましても、今の段階で保険税を引き下げるための基金の繰入は財政運営上厳しい状態でございます。理由としては、現時点で太子町の保険税率が県の

統一の標準保険税率に届いておらず、その差額を埋めるための補填として基金を活用していること、また、その他臨時的な国保特会の赤字補填としても基金は必要不可欠であるためでございます。令和6年度の決算では、基金繰入金が約3,900万円となり前年度よりも大幅に増加しており、以前より町単独事業の財源として、令和9年度時点で約2億円程度の基金保有を目標としておりましたが厳しい状況と想定されます。これは、歳出の納付金や県からの特別交付金などが、各年の1人あたりの医療費の増減や健診受診率により左右され、それが令和6年度決算では大きな赤字に作用したためでございます。今後も、予測できない事情で臨時的な赤字補填が生じる可能性を視野に入れ基金を運用していく必要がありますので可能な限り基金を維持していくためにも、保険税を下げるための繰り入れについては想定できない状況と考えております。

玉田委員：令和9年度からは、太子町独自の事業は何ができるのですか。

溝端課長：令和9年度から県が設定する保険税率とした場合には、財政収支が安定した運営ができると想定されておりますので、基金を保健事業などの町単独事業にも利用できればと考えております。

上岡委員：県から示されている令和9年度の最終的な保険税率を教えてください。

溝端課長：毎年、被保険者数、年齢構成、一人あたり医療費が変動するため、県の示す令和9年度標準保険税率も毎年変動しています。前回（令和7年第1回）の運協で令和7年度保険料の引き上げについてご審議いただきましたが、令和6年度から令和7年度の上げ幅と同じ割合で令和9年度まで3年間上げていくと、令和7年度予算作成時の令和9年度の保険税率見込みとなります。

山本委員長：保険税率が統一された後も、被保険者数が減少した場合には税率が変動する可能性があるという認識ですか。

溝端課長：はい、県内の全被保険者にかかる医療費を県下の市町で案分などを行いますので医療費が上がると保険税も上がる見込みです。

玉田委員：確かに医療費は上がっていることはわかりますが、被保険者数は少なくなるため必ずしも上がるとは限らないのではないのでしょうか。

溝端課長：被保険者数が減ると全体の医療費は減りますが、1人あたりの医療費が上がることで、（その医療費の一部を賄う）1人あたりの保険税も増額すると想定されます。

山本会長：他に何かございますか。よろしいでしょうか。質疑が無いようでしたら、本日の次第6の報告事項については以上といたします。

事務局におかれましては、今後も健全な国保事業運営をお願いしたいと思います。続いて、次第7その他について、事務局よりお願いします。

7. その他 事務局事務連絡

8. 閉 会

この会議録が真正であることをここに署名する。

令和7年 8月 22 日

署名委員

玉田 晶久

署名委員

宮下 真智子